

京都市上下水道局告示第5号

地方公営企業法第33条の2及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

令和4年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

京都市南区西九条菅田町7番地3

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道料金等の集金

(2) 督促状等の配布

(3) その他前2号に付帯する事務

3 委託する地域

京都市水道事業条例第1条の3に定める区域

4 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)